

淨土宗の近世化について

平 祐 史

(一) 中世的教權の否定

近世思潮の特徴は中世的權威の否定とその失墜である。古代中世を通じて廣大な寺領をもち、これを基盤として世俗的權威を振つて、文化と社會に絶大の地位を占めた佛教は近世に至り武權の前に屈し、教權の象徴たる莊嚴な堂宇は兵火に罹り、その所領は沒收され宗教的權威は見る影もなく失墜せざるを得なかつた。長い傳統と莊園經濟を基盤として戰國大名にも劣らぬ實力を備えていた比叡山、高野山、南都等の舊佛教系に連なる佛教王國を始めとして、諸國の門末門徒の支持を受け結合組織された一向一揆を率いる本願寺教團においてさえも、信長、秀吉等の強硬な武力的彈壓の前には如何ともしがたく、近世の武權の前には中世的宗教權威は否定され、改めて武家の保護下に所領の安堵、寄進、堂宇の建立が行われその支配を甘受しなければならなかつた。

かくて、元來、思想、文化の創造源として活躍した佛教は、漸次その思想的創造を喪失し始めたのである。その決定的事件は、慶長五年關ヶ原戰爭に勝利を博した家康の招きを受けた相國寺の僧惺窩は法衣を脱ぎずて、儒服をまもつて家康の招に應じた。^①ここに儒教が佛教に訣別し、傳統的權威を否定して獨立したイデオロギーとして近世精神界に君臨する端緒を開いたと云い得る。更に慶長八年當時二十二歳の青年儒者、林羅山は京都の町家出身にもかかわらず

無斷で論語を講義した。此の時、明經博士清原秀賢は、「古ヨリ勅許ナケレバ書ヲ講ズル能ワズ、廷臣タモナオ然リ況ヤ俗士ヲヤ、請ウ之罪セン」（「年譜」）と傳統に對する反逆兒羅山を批難攻撃したが、新しい時代の政治指導者家康はこれを一笑に付したと云う。^②此のように儒教の獨立は新しい時代の精神界に相當の影響を與え、その動向は傳統的權威の否定を徹底せしめ、時代の政治指導者の政治理念を支える教學として教權を掌握するに至つた。

かかる時代の精神風土の中にある佛教は片や武權の前に宗教的權威を否定され、法度による新義、異義の禁制は教學研究を固定化せしめ、教權の獨立は認容されず、又内面的には、儒教の獨立によつて傳統的權威を否定され教權の主導權を奪はれるに至り、從來佛教の中に育まれ來た儒教によつて逆に排佛思想を發芽せしむる結果を招くに至つた。此のような新思想の擡頭によつて、佛教は自から思想的創造力の喪失を早からしめ、近世思想界に何ら清新の氣風をもたらし得なかつたことは周知の通りであつて、従つて思想的創造を母體としてもたらされる民衆教化においては、もはや人間の魂の救濟としての宗教的活動は停滯し、宗教的生命を失つた過去の教團の形骸と化した。かかる宗教的生の喪失は當該社會の精神界の指導的地位を喪失することになり儒者達の排佛思想を煽る結果になつた。

然るに佛教がかかる制約された場において、然も彈力性のない、創造的でない教學と教化活動の停滯する中において、元來、最も教權の薄弱な淨土宗門が、「今淨土壇上寺の御威光は一天四海にあまねくおほひ十宗におひて此德をあふく、其上將軍御信敬淺からず下萬民に至るまでかつかうのかうへをかたふけすと言事なし。」と巷談されるように、淨土宗の地位が近世社會を通じて佛教界中隨一の教團に飛躍したことに吾々は注目しなければならぬ。此の事實は他宗教團よりぬき出でた教學、或は思想の創造性と積極的な民衆教化の實によつて宗勢が伸張したものと云ふことは斷定し難い。むしろ徳川將軍家との師檀關係の締契による庇護が、かく淨土宗門の宗勢伸張に導いたものとい得る。従つて將軍家の宗門として政治指導者の庇護を受けることにおいて、その師檀の關係の緊張を如何にして持續

せしめるかと云うことが民衆の教化より、より大なる任務が宗務當局者に負わされていたのではなからうかと考えられる。かくて、かかる任務を負つた教團が如何なる形でもつて傳統的權威を否定し、ともすれば排佛へ拍車をかけようとする儒教運動に對處し、近世佛敎界にその地位を確保したであらうかが拙稿において論考する中心である。

(二) 「徳川家宗門」の意識

「親子は一世、夫婦は二世、主従は三世」と云う特異な倫理觀念を基調として成立する後期封建制の背後的思想は、云う迄もなく儒教思想によつて論理化されるものである。従つて、敎權を奪われた佛敎の敎學が封建社會において、社會敎化を可能ならしめようとするならば封建的敎學への偏向を是認しなければならなかつた。

特に淨土宗門においては、當代の政治指導者徳川家一門と師檀締契の關係においておや、云う迄もなく此の偏向は例へ不服であらうとも是認せざるを得ない立場と云わねばならない。そこで吾々は、淨土宗門の徳川家に對する師檀意識の度合と、その態度に就いて問題考究の端緒として取上げねばならない。

淨土宗と徳川家一門との師檀締契に就いては特に増上寺中興源譽存應と家康の關係について、宗史上喧傳される所であつて、その因縁説話の所傳は枚擧にいとまないほどあるが、ここでは、これについて具體的に述べることは本意ではない。然し、此の關係は淨土宗を徳川家宗門として意識せしむる最も大きな役割をもつていと考えられる。そこで、このような特殊な意識と態度について、二三その例證を挙げ論考に供したい。

知恩院第二十五世超譽存牛上人（一四六九〜一五四九）は三河岩津城主松平親忠の第五男で家康の祖に當る。上人を讀する承應二年正月に著された「華頂第二十五世超譽上人傳」に依れば、

蓋此御當家庇廕^{ラモテ}寺社修造^{シテ}之權輿又^{シテ}命^ヲ曰^ク當宗^ハ信我^{トシテ}家開^キ運宗^ヲ旨^ニ則^シ爲^ス此^ニ標^{トシ}諸宗^ヲ超過^ス新^ニ置^キ宮門^ヲ跡^ヲ迎^ヒ請^ヒ皇子^{トシ}爲^ス

視^{シメサレカ}ニ 威嚴^ニ爲^ニ我^カ猶^ト子^ト（中略）又當院表幟世用^ニ葵文^ニ准^{スル}御當家^{者亦自^リ上人^ニ始^ム焉凡^{ヘテ}此數事者併^ニ是御當家之德光上}人之餘德也。と云い、

浄土宗が徳川家宗門を標榜する以所は源誓と家康との師檀締契に始まるばかりではなく、それ以前において松平一門より浄土宗の出家者を出して居り、又知恩院に宮門跡を迎えるに當り皇子を家康の猶子として迎請している。従つて血族關係においても浄土宗は徳川家宗門であり、「葵紋」を用い徳川家に准ずるのは當然のこととしている。

又「中村雜記」によると、將軍綱吉の歸依を受けた祐天においても、浄土宗が徳川家宗門であると云う意識が相當強いように見うけられる。

（綱吉）

前方モ一位様浄土御信向ニテ上様ニモ浄土御ススミ被^レ成候様ニトテ 御成ノ時分 祐テン罷出 東照公ノ浄土御信向ニテ エントコンク^{（リ脱）}浄土旗ノ由來長々トノタサレバ 上様御タイクツニテ御立被^レ成候ヲ引トメ被^レ申候 御待候ヘトテ言待ヲ終ラル 如^レ此事三度迄御立被^レ成候ヲ御留メ被^レ申候也^⑤

と、傳えて居り祐天の強引な説伏の仕方の後徳川家宗門の意識が潜在していたなればこそ、かかる行爲をあえてなし得たものと考えられる。

知恩院襲藏の「當山書翰控」の享保九年（一七二四）十一月二十八日付「河野豊前守御參府ニ付御頼御口上書」は知恩院と總録所増上寺との間に生じた本末抗争において、知恩院が「本末寺作法」について幕府に訴えた書翰であるが、これにおいても、

浄土宗總本寺と申候義ハ權現様御定被^レ下候ヨリ以下 別而萬代不易之事ニ而御在候云々（中略）寔ニ東照宮之神慮に背き候事云々^⑥

と、東照宮家康の決定事項は萬代不易のものであるとし、その宗門意識と態度が見られる。

又近世佛教界の内訌として注目される浄土宗と本願寺との宗名論議において、安永四年（一七七五）正月、寺社奉行松平伊賀守忠順へ呈した増上寺故障書中に「一向宗が浄土眞宗と稱する時は、家康が浄土宗を徳川家宗門と定め置きたる趣旨に障る」と云い、「彼宗浄土眞宗と唱ふる時は眞の字が相對になり、眞偽相對、眞假相對になり、我が門に甚だ差支える。神君御宗門と定め置かれた宗旨が偽宗假宗になつては尊靈に對しても恐れ入る」と云う旨を述べて、徳川家宗門意識を充分考慮に入れた論議を展開しているのを見ることが出来る。

更に幕末の浄土宗の宗史家攝門（一七八一〜一八〇七）はその著「縁山誌」において、
謹み案ずるに御當家浄土宗と御由緒の厚き事は、先御家號を徳川と申奉るは御先祖御累世棲させ給へりし地名なり、我之祖洛東吉水に宗を弘め給へり是徳川吉水は同一の躰名なり又浄家の源流三十餘に分れり然に白旗を御崇敬させられしも自然の不思議ならずや。云々^④

と、徳川家が浄土宗に歸依するのは自然の理であり、浄土宗と徳川家とは一體でなければならぬと云う説を掲げている。

次に、他宗門における浄土宗の徳川家宗門としての意識について調査を試みるならば、

慶長十三年秋、浄土日蓮の宗論の判者であつた眞言僧頼慶は幕府の意を迎合して強いて、浄土宗側に勝を宣したと云われている。又、三寶院義演の日記によると、慶長十五年三月十七日「増上寺へ罷向了 將軍御歸依僧也、榮任依内證「如此」と識すように、義演が訴訟の爲駿府に至り源譽を訪ねてその斡旋を請うているのを知ることが出来る。此のように、他宗門の僧侶においても源譽と家康の特殊な關係からの配慮だけに止まらず、徳川家宗門としての浄土宗を意識して、その斡旋を依頼した結果ではないかと考え合されるのである。従つて、その結果は前述した「慶長見聞集」の「今浄土増上寺の御威光は一天四海にあまねくおほひ十宗におひて此徳をあふく其上將軍御信敬淺からず下萬民に

至る迄かつかうのかうへをかたふけすと言事なし。(中略)故に淨土の佛法彌繁昌他にことなり。云云」(註 附傍點筆者)と語られるように、淨土宗が徳川家宗門としての立場を他宗にも意識され、これに對する態度が全くちがつていたことを物語る好例である。このような事項は、一般社會においても同様な傾向でもつて意識されていたことが、次の例によつてわかるのである。

慶長十八年六月二十一日、於江戶増上寺有喧嘩、松平清六并鈴木平兵衛二子^{名不}知戰死、是爲^レ二人の迎打出、待人遲參、其間増上寺立歸、是きかんとする處に、はや門前の者走懸乙右之切清六一、さて平兵衛二の子も被官共戰死之間立返死、但中間小者は皆遁去と云々、此年長老并寺僧可^レ及^レ難儀^レ歟と自他思煩處、公義不^レ單^レ何沙汰^レ徒死せる者無念と云々、(註、附傍點筆者)

と記されている様に、徳川家を背景とする増上寺の勢力の絶大なるを知ることが出来るのである。又、

元和五年六月 正則之子孫斷絶之義、増上寺觀智國師被^レ相難^レ 幼少之男子引取 被^レ致^レ養育^レ 拾五歳に相成候節御前召連 愁訴申上候處 二千石に御取之由被^レ申候^④

とあるように、源譽は武家の處置問題にまでも干與し特赦を願ひ出ている。この特赦以後、「増上寺大僧正御願」として増上寺歴代住職は特赦を願ひ出ることが出来た。このような例をうかがうことにおいても、淨土宗門人が師檀關係、特に徳川家宗門たることを意識してこそ、かかる態度でもつて行ひ得たものであると同時に當代社會、特に幕政當局者にも、この特異な關係を意識したなればこそ、殺人をおかした増上寺の寺僧の非を不問に付し又赦罪の願ひを受け入れることが出来たのである。

又、次に擧げる例は前述の意を良く物語る事件として面白いものがある。

丑(寛政五年)五月廿二日寺社奉行脇坂淡路守様へ相伺候處六月廿七日御附札相濟

對馬守領分ニ御座候寺院之内 淨土和尚と本願寺律師と一所ニ相成候節ハ何れを上座ニ申付候而可レ然御座候哉兩寺共ニ御朱印寺ニ茂無_レ之、一ト通之寺院ニ而御座候得は、寺格と申義も無_レ御座候事故、領分役所杯へ參禮に罷出候節ハ領主之存寄ニ而、當住之官ニ不拘、淨土を上座ニ申付候、而可_レ然御座候哉 又寺格無_レ之候へは 當住之官ニ而着座申付候事ニ御座候得は和尚律師高下之所如何御座候哉之事

五月廿一日

松平對馬守家來

鈴木角右衛門

と云う間に對して寺社奉行の「御附札」による返答は、

書面淨土宗和尚と本願寺律師との義、官名等之差別品々有_レ之事と候へとも雙方寺格も無_レ之上ハ淨土宗之方上席に而御取扱候方と存候。(註、附傍點筆者)

と淨土宗の僧を上座に置くべきものとして答えている。このことは封建社會を維持する最も重要な地位を占める「座次」の問題であるにかかわらず、官名の差はあれども双方寺格なきものならば淨土宗を優先すべきだとの返答によつても、寺社奉行の淨土宗に對する態度並に將軍家宗門に對する意識をうかがうことが出来るのである。

以上のように、近世を通じて淨土宗は徳川家の宗旨だと云う意識が宗門内のみならず、一般社會においても深く潛存し、廣く普及していたことを物語ると同時に御用宗化していたことは否めないものである。

(三) 宗義の近世化

前述のように、淨土宗が徳川家宗門と云う特別な事情を意識して宗門の權威を醸成することにおいて、淨土宗門の教學乃至宗義の立場も自から偏向せざるを得ない立場に立ちおかれたと想像してよいのではなからうか。そこで、

再度、徳川將軍家を中心とする幕藩政治の中核をなす封建教學特にその官學である朱子學の原則を考慮に入れて論を進めたい。

朱子學の原則は、「羅山林先生文集」卷第六十八において、

「萬物ヲミルニ皆上下有リ 彼ノ上下無シト言ウガ如キハ是レ理ヲ知ラザルナリ」と云い又、「鳶飛ビ魚躍リ道ノ中ニアリ 蓋シ上下分ヲ定メテ君君ノ道アリ 父父ノ道アリ、臣ト爲リテ忠 子ト爲リテ孝其ノ尊卑貴賤ノ位古今亂ル可カラズ 之ヲ上下察カナリトイウ鳥魚の微小ヲ舉ゲテ天地萬物ノ理ココニ具ル」

と論述されているように、宇宙一切の現象乃至人間一切の自然的道德的現象は「天の施」によつてなされ、天の支配下にあるものであつて、地上一切の存在及び現象は天の創造力が働き、天の主宰的意志が實現される中で人間は生活するもので、即ち人間の一切の生活現象は天地の原則に準じて顯現されるものであると説いている。かくて、此の考え方が封建政治の理念に大きな影響を及ぼしたことは申すまでもなく、古學派の山鹿素行においても、

「人倫之大綱以_三君臣_二爲_レ大 君臣上下の差別する處 聊力を以てするにあらず 天地自然の儀則也、されば天は陽にしてまどかに、能めぐりて地を覆ひ、地は陰にして方に、能平かに物を載す、(中略) 是天地日月自然に上下の差別をあらはせり、而して其形上なるものは貴くして難_レ近、其形下にして賤しきものは易_レ狎、其徳天にのつとり其光日にひとしきを以て君とし、四海の萬民渴仰の思いを成す、其徳地にのつとり其光月にひとしきを以て是を臣として、萬民又此命を傳う。これ君臣の別るるゆえんなり、徳を以て論じ命を以て見、形を以て考うるの間、上下の分皆自然の道理より事起れるなれば、ここにおいて人々臣の分を安んじて、其差等を不可_レ越也^⑩」と説くように、君臣は天地日月の如く、すべて上下がありこれを亂すべきではないと云う。云う迄もなく封建的身分設定の理論的根據をなしているものと云うことが出来る。

かかる自然の現象を喩えて君臣の關係を説くことは宗門においても見られるのである。

次の「中村雜記」の物語は恐らく寶永年間に富士山が噴火した時のことであろうと考えられるが、綱吉が富士山の噴火についてその吉凶を居合せる僧侶達に問うた所、傳通院祐天がこれについて、

先砂ノ雨ルハ逆カト申スナリ、下ニアルモノ上へ上リ雨ルハ逆ナリ、上ニ生類ヲ御アワレミニテ御座候得共人々イタミ申候、禽獸ハ人ニヨリテ生候者ナリ、人イタミ候テハイカ、候半ヤ、此モ逆ニテ候半ヤト被レ申候。^⑧

と綱吉の生類あわれみの制をいさめているように、祐天が亦かかる喩でもつて説く所も、先の儒教思想と共通して興味ある傾向である。

かくて、このような「天の理」に基づいた論理的根據により儒家に於いては、封建君主への賛美の聲を措まないものがある。尾張の徳川義直が東照大神君としての家康の年譜を作るに際して羅山が執筆したその序に、家康の徳を日月と齊しく並ぶとして讀んでいる。このような政治權力者稱讃は浄土宗門においても見られるのであつて正徳年間、良信によつて撰せられた「浄宗護國篇」の序に、

東照大神君當ニ啓レ基之始ニ能服ニ膺其所受深訣ニ揭ニ厭欣之旌幟ニ振ニ名號之利劍ニ則所ニ同披靡望ニ風歸降遂ニ迄ニ混ニ一車書ニ徳盛國富仁行民安可レ謂菩薩之慈武大權之善巧矣云々^⑨

と、云うように家康の武勳による天下統一は菩薩の慈武であり、大權之善巧なりと稱讃している。

又、山城八幡の正法寺の大我（一七〇九〜一七八二）の「鼎足論」卷三（寛延年間）によると、

神君臨ニ乎定鼎之運ニ方眷ニ眷服ニ膺其所稟之妙法ニ揭ニ厭欣之旌旗ニ以靡ニ艸木於海内ニ揮ニ佛號之利劍ニ而退ニ殘兇於四夷ニ遂使レ同ニ乎車書ニ以ニ盛徳仁行ニ黍庶逸豫ニ殆勝ニ乎唐堯虞舜之治世ニ乎。^⑩

と云い更に語をついで

千事萬理。無_レ一不_レ調。可_レ謂_レ極樂世界_ニ也。其斯何人之所_レ惠乎。所_レ謂_レ新神之仁澤也。^②

と、家康の幕府創業を、堯舜の治世に比し、又その太平を極樂世界と謂うべくとたえてゐる。寛政年間に了吟（一七二八〜一八〇一）によつて撰せられた「新撰往生傳」卷之二「三縁山普光觀智國師傳」中においても、同様の讚辭があり、攝門の「三縁山誌」（文政二年）にも家康の淨宗への歸依と、これによる天下統一者としての家康の偉業を極めて佛教的（淨土宗的）な語句を用いて讚美しているのを見ることが出来る。

ところで、このような封建君主讚美の傾向は淨土宗義においても同様、俗的（近世的）傾向を生み出すに至つたことに注視せねばならない。

これを最も雄辯に物語るものとして、源譽存應の事跡と家康の關係を記述した「淨宗護國篇」中の「武州三縁山増上寺中興 勅賜普光觀智國師源譽存應大和尚傳」に

曰公姓松平松也閱_レ歷千歲_ニ而不_レ枯死_ニ施_ニ之大廈_ニ有_レ棟梁之用_ニ四時恣_レ荷能_レ冒_レ雪霜_ニ有_レ君子之操_ニ受_レ大夫之封_ニ是以世爲_レ瑞物_ニ祝_レ比_レ壽考_ニ其字也從_レ木公聲_ニ細分_レ之則是十八公也而阿彌陀佛六八本願之中以_レ第十八_ニ褒稱_レ願王_ニ何者釋迦勸讚諸佛舒舌於_レ三世如來十方佛之中_ニ阿彌陀佛特檀_ニ超世之美_ニ者以_レ發_レ此願_ニ之故_ニ也亦夫人臣有_レ大功_ニ則授_レ公封_ニ王然則十八願王與_レ十八公_ニ其言同_レ類公姓_ニ十八公_ニ而資_レ治國之法乎十八願王_ニ能如_レ阿彌陀佛悲深願廣雖_レ曰逆惡之者_ニ而不_レ捨_ニ一稱一念之功_ニ遠枉_レ神足_ニ來_レ病床汚穢之間_ニ攝_レ取安養報利_ニ者名實符合生佛一體可_レ謂松氏之治即是阿彌陀之益阿彌陀之化即是松氏之任_ニ矣繇_レ是觀_レ之非_ニ淨教有_レ大_ニ因緣于松氏_ニ乎抑又非_レ公壽算永久遂安_ニ靖天下_ニ之休祥_ニ乎經曰天下和順日月清明風雨以_レ時災厲不_レ起國豐民安兵戈無_レ用崇_レ德興_レ仁務修禮讓_ニ此淨教護_レ持國家_ニ之聖證也

と云い、更に語をついで、

淨土教末代時機之所_レ宜也。是故末法萬年之後三寶悉滅猶留_ニ此經_ニ。松氏亦復如_レ是。凶敵盡亡松氏永安猶如_ニ雪霜既降萬木黃落之後松樹獨榮茂_ニ。自_レ今之後眞俗相翊法化日煥能有_ニ享_レ國永_レ年之效_ニ乎。卽吟_ニ和歌_ニ曰。艸茂木茂枯多留野遠爾唯獨松乃美殘彌陀乃本願^⑧。

と、徳川將軍の治世は、彌陀の本願が現世において顯現せられたものであるから、従つてその君主は、生佛一體であつて永久に繁榮し、且つ、淨土宗義で云う最も理想的な國家と云うべきであると述べており、又、後の「新撰往生傳」卷二「源譽存應傳」中においても所引されているのを見ることが出来る。

かかる偏向をもつ淨土宗義を源譽が、はたして家康に説いた否かに就いては、その眞偽の程は不明であつて、その證を挙げ得るべき決定的資料を且下供することは出来ない。然し、眞偽いずれにせよ、良信によつてかかる述作がなされ、又祐天によつて綱吉に家康の淨土旗の由來などを述べた事實、良信への口授記録せしめたことなどを合え考すとき、良信の「淨宗護國篇」述作以前にかかる思想が關東増上寺を中心として、風靡していたことは事實であろうと考えられる。然しこのような詭辯的論理性に對して當時多少の批判があつたことは否めず、淨宗護國篇の序に或曰般若之護_レ國也吾聞_レ有_ニ其明據_ニ矣末_レ聞念佛之護_レ國也其亦有_ニ所憑_ニ乎曰有之經曰天下和順日月清明(中略)斯豈_ニ非_ニ念佛護國之聖證_ニ耶矧子謂所般若者吾所謂阿彌陀佛名號所具之一德哉^⑨云々

と自問自答して、その論理性を強調しているのを見ることが出来る。

又、一方儒教においては元來排佛的傾向が強かつたことは周知の通りで、羅山においては、

我朝神國也神道乃王道也。一曰_ニ佛法興行_ニ後王道神道都擺却去^⑩。

或問_ニ神道與_ニ儒道_ニ如何_ニ別_レ之_ニ曰自_レ我觀_レ之理_ニ一而已矣其爲異耳(中略)曰日本紀神代書與_ニ周子太極圖說_ニ相表裏^⑪。否曰我未_レ知嗚呼王道一變_ニ至於神道_ニ神道一變_ニ至於道_ニ道吾所謂儒道也非_ニ所謂外道_ニ也外道也者佛道也^⑫。

と神儒一體を説き佛教こそは外道であると論じている。

この様な儒教一派の所説に對し淨土宗門においても、大我が「鼎足論」を著して、儒佛神三道の立場を明らかにし、特に三教中における佛教の優位を明らかにしようとする試みであるが、淨土宗義による幕政扶護の論理根據は「淨宗護國篇」、或は、「新撰往生傳」等の所説の域より未だ出ないものである。彼は家康が六萬遍の日課念佛を修し、黒本尊への信仰、淨土旗を掲げて戦勝を得、天下を掌握した武勳と徳川家の家運増長は一重に淨教信仰によるものとし、何輕^ニ蕺佛法^ニ乎輕^ニ蕺佛法^ニ 便是輕^ニ蕺新神^ニ也。抑亦輕^ニ蕺代々大樹武君^ニ也。^④

と、佛教を輕ずることは徳川家を輕ずることになりそれは王道に背くものと反論し、淨土宗と、徳川家は眞俗一體の關係を顯現するものであることを強調し、時代の排佛的思潮に對して幕府の權威を背景として反論しているのをうかがうことが出来る。

攝門が「徳川吉水は同一の姓名なり又淨家の源流三十餘に分れり然るに白旗流を御崇敬させられしも自然の不思議ならずや」と、縁山誌に述べているのも、かかる近世化されつつある淨土宗義の結末をつけるものとして興味深いものがある。

以上のような、封建體制と宗義の關係を眞俗一體の顯現として説いた祐天、良信、大我、了吟、攝門等の僧侶は、いずれも關東の學林で修學した當代の學僧として著名な人物ばかりである。従つて、淨土宗の檀林における教學を、これらの代表的人物の思想的傾向から推察する所、蓮門學則によつてうかがわれる岡師教學の繼承と幕府の新義異義の禁制から出られない固定的教學研究の範圍内で時代的思潮を取り入れて教義を近世化しようとする試みが、結局徳川家宗門と云ふ意識にはばまれて、封建思想の偏向を是認せざるを得なくなつたのではなからうか。かくて、淨土宗と徳川家との關係は眞俗一體の顯現なりとする思想が、宗門内において相當風靡したことを示すものと云い得るので

あつて同時にそれは儒教思想の風靡によつて、宗義の中核を完全に儒教思想に掌握された佛教の一形態とも観ずることが出来る。

(四) 結 び

以上のような浄土宗門の立場から考えて、後期封建社會における宗教はもはや個人的な宗教的自覺と、解脱のためにあるのではなく、極論すれば封建制擁護の一機能として存在するものであると云うことが出来る。宗教的絶對者への歸依は、地上の絶對者への忠誠でなくてはならないのである。彌陀の本願は、徳川の封建制を現世において顯現せしむるところのものであり、吉水と徳川と同體であると言ふ詭辯的所説は明らかに宗教的絶對者に對する信仰と、封建君主に對する奉公忠誠が同一線上において、行われることを意味することに外ならない。若し宗教的信仰が地上の封建君主への奉公、忠誠と相い交わらざる平行線上において行われるものであるならば、幕府當局は恐らく新義異義の教義、乃至、信仰と解したのであるうし、封建制はその宗教を認容しなかつたであろうと考へられる。このことは、儒教において、天の主宰的意志が實現されると云う思想と何ら變る所がないのであつて、佛教々義が儒教の論理形式に完全に捲き込まれた姿と云わねばならない。

かかる意味において極論すれば、封建制下における浄土宗の念佛生活はそのまま封建君主への奉公忠誠となつて働くものでなければならなかつたと云い得る。と同時に佛教があらゆる面において、思想的政治的束縛を受けた中において、宗勢を保持し宗門を護持する立場として、當然かかる時流に乗らねばならなかつた宗門の歴史的運命を思い合すのである。尙、宗門において、かかる宗義の偏向に對する反動が在野において活發に展開されて行くのを見ることが出来るが、その反檀林教學活動については稿を改めて考究したい。

註

- ① 相良亨著「近世日本儒教運動の系譜」六頁參照。
- ② 「前掲書」八頁參照。
- ③ 「慶長見聞集」卷之二「眞言淨土法論の專」
- ④ 「知恩院史」一一〇一頁。
- ⑤ 「中村雜記」(辻善之助著「日本佛教史」近世篇三、五九四頁所引)。
拙稿「享保の改革と淨土宗團」(佛教文化研究6・7號一三四頁)參照。
- ⑥ 辻善之助著「日本佛教史」近世篇三、一四二頁。
- ⑦ 「緣山誌」卷一(淨全十九、三六頁)。
- ⑧ 辻善之助著「日本佛教史」近世篇之三、一八六一—一八七頁參照。
- ⑨ 「前掲書」一〇六頁。
- ⑩ 「當代記」卷八(史籍雜纂第二、一九一頁)。
- ⑪ 「慈眼大師年譜」(辻善之助著「日本佛教史近世篇三、一六八頁所引)。
- ⑫ 「諸家祕聞集」(辻善之助著「日本佛教史」近世篇三、八〇—八一所引)。
- ⑬ 「羅山林先生文集」卷第六十八 隋筆
- ⑭ 「山鹿語類」卷十三、臣道一(國書刊行會本 山鹿語類第二)。
- ⑮ 「中村雜記」辻善之助著「日本佛教史」近世篇之三 五九四頁所引。
- ⑯ 「羅山林先生文集」卷第四十八、東照大神君年譜序。
- 恭惟大相國之平生也攻城野戰之大功治國安民之洪業、一勞而萬人悅、一揮而太平成、舉世所皆知也。雖然本朝異朝古今如此之盛事不可不記焉(中略)至大相國其威靈盛德爰監爰臨明明赫赫與日月齊相輝、孝子慈孫克敬克勸(下略)
- ⑰ 「淨全」十七・六一四頁下。
- ⑱ 「鼎足論」卷三、(日本思想圖諍史料第五卷 四七七頁)。
- ⑳ 「前掲書」四七九頁。
- ㉑ 「淨全」十七・六〇九—六一〇頁。

⑳ 「前掲書」六一五頁上。

㉑ 「羅山林先生」卷第六十六、隨筆。

㉒ 「鼎足論」卷三、(日本思想圖評史料第五卷、四七九頁)。

㉓ 拙稿「封建君主と佛教」(淨土學研究紀要第七號所收參照)。

附記 本稿は昭和三十三年六月大正大學における第四回淨土教學大會並に同年九月佛教史學會例會等において發表したものに加筆訂正したものである。